

目次

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 削除

第3章 環境の保全に関する重点的施策等

第1節 総合的推進(第27条・第28条)

第2節 生物多様性の保全(第29条—第29条の20)

第2節の2 緑の保全及び育成(第30条—第30条の19)

第3節 都市生活活動からの環境の保全(第31条—第37条)

第4節 事業活動からの環境の保全(第38条—第52条)

第4章 削除

第5章 雑則(第53条—第57条)

第6章 罰則(第58条—第68条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、岡山市環境基本条例(令和7年市条例第35号)第3条に規定する基本理念にのっとり、環境への負荷の低減に関する市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、公害の防止その他の環境への負荷の低減を図るために必要な事項を定めることにより、現在及び将来にわたり環境への負荷の低減を図り、もって市民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 岡山市環境基本条例第2条第1号の環境への負荷をいう。
- (2) 公害 岡山市環境基本条例第2条第3号の公害をいう。
- (3) 環境汚染物質 ばい煙、粉じん、汚水(温水及び廃液を含む。)、騒音、振動、悪臭物質その他の人の健康又は快適な生活を阻害する物質等をいう。
- (4) 特定施設 環境汚染物質を発生し、排出し、飛散させ、又はこれらのおそれのある施設であつて、規則で定めるものをいう。
- (5) 規制基準 特定施設又は特定施設を設置する工場又は事業場(以下「事業場等」という。)から発生し、又は排出する環境汚染物質(粉じんを除く。)の量、濃度又は程度(以下「環境汚染物質の量等」という。)についての許容限度をいう。
- (6) 施設管理基準 粉じんを発生し、排出し、飛散させ、又はこれらのおそれのある特定施設の構造並びに使用及び管理に関する基準をいう。
- (7) 貴重野生生物種 市内に生息又は生育する野生生物種のうち、絶滅のおそれがある種として、第29条の5の規定により市長が指定したものをいう。
- (8) 自然環境保全地区 市域のうち、生物多様性の保全を図る必要がある地区として、第29条の10の規定により市長が指定したものをいう。

第3章 削除

(市の責務)

第4条 市は、市民及び事業者と連携して公害の防止その他の環境への負荷の低減に関する施策を実施しなければならない。

2 市は、自らの事業活動を行うに当たっては、率先して公害の防止その他の環境への負荷の低減に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、日常生活において、主体的に公害の防止その他の環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する公害の防止その他の環境への負荷の低減に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、積極的に公害の防止その他の環境への負荷の低減のために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、市が実施する公害の防止その他の環境への負荷の低減に関する施策に協力しなければならない。

第2章 削除

第7条から第26条まで 削除

第3章 環境の保全に関する重点的施策等

第1節 総合的推進

(環境配慮指針及び行動指針)

第27条 市長は、環境基本計画(岡山市環境基本条例第8条の環境基本計画をいう。以下同じ。)に基づき、市民及び事業者並びにこれらの者の組織する民間団体(以下「民間団体」という。)が環境への負荷の低減を図るために配慮すべき事項を示した指針(以下「環境配慮指針」という。)を策定するものとする。

- 2 市民及び事業者並びに民間団体は、その社会経済活動のあり方、生活様式のあり方等を環境配慮指針に適合させるように努めるとともに、環境への負荷の低減を図るため、自ら配慮すべき事項を示した行動指針(以下「行動指針」という。)を策定し、当該行動指針が環境基本計画に適合するものであることについての認証を受けるため、市長に申請することができる。
- 3 認証を受けた行動指針に基づき環境への負荷の低減を図ったものは、その成果を市長に届け出るものとし、市長は、当該成果が特に環境への負荷の低減に寄与したと認める場合は、これを表彰するものとする。
- 4 市は、前2項に規定する行動指針に関する取組が促進されるため、技術的な指導、助言その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

第28条 削除

第2節 生物多様性の保全

(生物多様性の保全に関する施策の推進)

第29条 市、市民及び事業者は、生物多様性の保全のため、地域固有の野生生物や生態系を保全するとともに、それを支えてきた地域の生活文化の継承や、人と身近な自然との豊かなふれあいを確保するように努めなければならない。

(土地の形状の変更に伴う環境への配慮)

第29条の2 土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者は、その事業の実施に当たって、その事業に係る自然環境への影響が軽減されるよう適切な配慮に努めなければならない。

- 2 市長は、水路、河川、道路、公園等の建設、改修等の公共事業の計画を定め、及びこれを実施するに当たっては、その事業に係る自然環境への影響が軽減され、回復されるよう十分な配慮をしなければならない。

(生物多様性保全基本方針)

第29条の3 市長は、生物多様性の保全のための基本方針(以下「生物多様性保全基本方針」という。)を定めるものとする。

- 2 生物多様性保全基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 保全すべき自然環境の特質及び緊急に保護を要する野生生物の種の保護その他の市域における生物多様性の保全に関する基本構想
- (2) 市域の自然環境の特質に即した、自然環境保全地区の指定及び貴重野生生物種の選定に関する基本的な事項
- (3) 自然環境保全地区における自然環境の保全のための規制に関する基本的な事項
- (4) 自然環境保全地区における自然環境の保全のための施設に関する基本的な事項
- (5) 貴重野生生物種の個体(卵及び種子を含む。以下同じ。)の取扱いに関する基本的な事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、生物多様性の保全に関する重要事項

- 3 市長は、生物多様性保全基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、岡山市環境基本条例第29条第3号の岡山市自然環境保全審議会に諮るものとする。

- 4 市長は、生物多様性保全基本方針を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

- 5 前2項の規定は、生物多様性保全基本方針の変更について準用する。

(自然環境配慮ガイドライン)

第29条の4 市長は、生物多様性保全基本方針に基づき、環境配慮指針の一環として、自然環境への配慮に関するガイドライン(以下「自然環境配慮ガイドライン」という。)を策定するものとする。

- 2 自然環境配慮ガイドラインは、自然環境に影響を与える事業を行おうとする者が当該事業の計画を定め、及び当該事業を実施するに当たり、生物多様性の保全が適正に図られるようにするために配慮すべき事項について定めるものとする。

- 3 市長は、自然環境配慮ガイドラインを策定するに当たってはあらかじめ、岡山市自然環境保全審議会に諮るものとする。

- 4 市長は、自然環境配慮ガイドラインを策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

- 5 前2項の規定は、自然環境配慮ガイドラインの変更について準用する。

- 6 市、市民及び事業者は、自らの活動に際し、自然環境配慮ガイドラインに基づいて野生生物の生息又は生育している環境などに配慮することにより、生物多様性の保全に努めなければならない。

(貴重野生生物種の指定)

第29条の5 市長は、市内に生息し、又は生育する野生生物の種のうち絶滅のおそれがあるものとして次の各号のいずれかに該当するもののうち、市長が特に保護する必要があると認める種を貴重野生生物種として指定することができる。

- (1) 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ない野生生物
- (2) その種の個体の数が著しく減少しつつある野生生物
- (3) その種の個体の主要な生息地又は生育地が消滅しつつある野生生物

- (4) その種の個体の主要な生息又は生育の環境が著しく悪化しつつある野生生物
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その種の存続に支障を来す事情がある野生生物
- 2 市長は、前項の指定又は指定の解除をしようとするときは、あらかじめ岡山市自然環境保全審議会に諮るものとする。
- 3 市長は、貴重野生生物種の指定又は指定の解除を行ったときは、その旨を告示しなければならない。
(貴重野生生物種の所有者等の責務)
- 第29条の6 貴重野生生物種の個体を所有し、又は占有する者は、その個体を適切に取り扱うよう努めなければならない。
- 2 市長は、貴重野生生物種の個体を所有し、又は占有する者に対し、その個体の取扱いに関して必要な指導及び助言をすることができる。
(個体の捕獲等の禁止)
- 第29条の7 貴重野生生物種の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷又は損傷(以下「捕獲等」という。)をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
- (1) 次項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合
- (2) 人の生命又は身体の保護その他の規則で定めるやむを得ない事由がある場合
- 2 学術研究又は繁殖の目的その他規則で定める目的で貴重野生生物種の生きている個体の捕獲等を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。
- 3 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に許可の申請をしなければならない。
- 4 市長は、前項の申請に係る捕獲等について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第2項の許可をしてはならない。
- (1) 捕獲等の目的が第2項に規定する目的に適合しないこと。
- (2) 捕獲等によって貴重野生生物種の保護に支障を及ぼすおそれがあること。
- (3) 捕獲等をする者が適当な飼養栽培施設を有しないことその他の事由により捕獲等に係る個体を適切に取り扱うことができないと認められること。
- 5 市長は、貴重野生生物種の保護のために必要な限度において、第2項の許可に条件を付することができる。
- 6 第2項の許可を受けて捕獲等をした者は、その捕獲等に係る個体を、適当な飼養栽培施設に収容することその他の規則で定める方法により適切に取り扱わなければならない。
(許可の取消し)
- 第29条の8 市長は、前条第2項の許可を受けた者について、偽りその他不正の手段により当該許可を受けたことが判明したときは、その許可を取り消すことができる。
(外来種の放出等の禁止)
- 第29条の9 何人も、国内及び国外を問わず人為的に移動した動植物で、市内における地域固有の生物相及び生態系を大きく変化させるおそれのある種の個体を放ち、又は人の管理が及ばない状態で植栽し、若しくはその種子をまいてはならない。
(自然環境保全地区の指定)
- 第29条の10 市長は、生物多様性の保全を図るために必要があると認めるときは、次に掲げる区分により自然環境保全地区を指定することができる。
- (1) 共生地区 生物多様性の保全を図る上で、人間活動に際しての適切な環境への配慮が求められる一方で、市民、事業者の参加により、地域の保全や管理、野生生物の保護に取り組むことが必要な地区
- (2) 貴重野生生物保護区 貴重野生生物種が生息又は生育している地域のうち、当該貴重野生生物種の分布状況及び生態その他その個体の生息又は生育の状況を勘案して、特に人間活動に際しての適切な環境への配慮が必要な地区
- 2 貴重野生生物保護区の指定は、指定の区域、指定に係る貴重野生生物種及び指定の区域の保護に関する指針を定めてするものとする。
- 3 市長は、自然環境保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ、その旨を公告し、その案を公告の日から2週間公衆の縦覧に供さなければならない。
- 4 自然環境保全地区として指定される区域内の住民及び利害関係者は、縦覧に供された案について、同項の縦覧の期間の満了の日までに、市長に意見書を提出することができる。
- 5 市長は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があったとき又は自然環境保全地区の指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。
- 6 市長は、自然環境保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ、岡山市自然環境保全審議会に諮るものとする。
- 7 市長は、自然環境保全地区を指定したときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。
- 8 自然環境保全地区の指定は、前項の規定による告示をした日から、その効力を生ずる。
- 9 第3項から前項までの規定は、自然環境保全地区の指定の解除及び区域の変更について準用する。
(共生地区における環境配慮事項の届出)

第29条の11 共生地区内において、別表に掲げる行為のうち、規則で定める要件に該当するものを実施しようとする者は、市長に対し、自然環境配慮ガイドラインに基づいて、実施しようとする行為に関する環境配慮事項及び場所その他規則で定める事項を届け出なければならない。ただし、当該地区が指定され、若しくはその区域が拡張された日の前に着手している行為、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は環境影響評価法(平成9年法律第81号)第2条第4項の対象事業、岡山県環境影響評価等に関する条例(平成11年岡山県条例第7号)第2条第2号の対象事業若しくは岡山市環境影響評価条例(平成30年市条例第40号)第2条第2項の対象事業に該当する行為を実施しようとする場合は、この限りでない。

- 2 市長は、生物多様性を保全するために必要があると認めるときは、届出をした者の同意を得て、規則で定めるところにより、前項の規定に基づく届出をした行為について公表し、市民から当該行為周辺地域の野生生物の生息状況に関する情報を求め、この結果を届出をした者に通知するものとする。
 - 3 市長は、第1項の規定による届出をした者に対し、生物多様性を保全するために必要があると認めるときは、必要な措置について、指導し、又は勧告することができる。
 - 4 市長は、第1項の規定により実施された環境配慮事項の内容が特に生物多様性の保全及び回復に寄与したと認める場合は、これを表彰するものとする。
- (貴重野生生物保護区における行為の制限)

第29条の12 貴重野生生物保護区内においては、市長の許可を受けずに、次に掲げる行為(第8号から第12号までに掲げる行為については、市長が指定する区域内及びその区域ごとに指定する期間内においてするものに限る。)を行ってはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為及び通常管理行為又は軽易な行為として規則で定めるものについては、この限りでない。

- (1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
 - (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
 - (3) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
 - (4) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
 - (5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
 - (6) 木竹を伐採すること。
 - (7) 貴重野生生物種の個体の生息及び生育に必要なものとして市長が指定する野生生物の種の個体その他のものの捕獲等を行うこと。
 - (8) 前号の規定により市長が指定した野生生物の種の個体その他のもの以外で、市長が指定する野生生物の個体その他のものの捕獲等を行うこと。
 - (9) 貴重野生生物種の個体の生息及び生育に支障を及ぼすおそれのある動植物の種として市長が指定するものの個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまくこと。
 - (10) 貴重野生生物種の個体の生息及び生育に支障を及ぼすおそれのあるものとして市長が指定する物質を散布すること。
 - (11) 火入れ又はたき火を行うこと。
 - (12) 貴重野生生物種の個体の生息及び生育に支障を及ぼすおそれのある方法として市長が定める方法によりその個体を観察すること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に許可の申請をしなければならない。
 - 3 市長は、前項の申請に係る行為が、第29条の10第2項の指針に適合しないものについては、第1項の許可をしないことができる。
 - 4 市長は、貴重野生生物保護区の自然環境を保全するために必要な限度において、第1項の許可に条件を付することができる。
 - 5 第1項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなったときにおいて既に同項各号に掲げる行為に着手している者は、その規制されることとなった日から起算して3月を経過する日までに市長に規則で定める事項を届け出たときは、同項の規定にかかわらず、引き続きその行為をすることができる。
 - 6 貴重野生生物保護区において、非常災害のための必要な措置として、第1項に掲げる行為に該当するものをした者は、その行為をした日から14日以内に、市長にその旨を届け出なければならない。
 - 7 国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国又は地方公共団体は、当該行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。
 - 8 国の機関又は地方公共団体は、第5項の規定により届出をして引き続き第1項に掲げる行為をすることができる場合に該当する場合にその行為をするとき、又は第6項の規定により届出をすべき行為に該当する場合にその行為をし、若しくはしようとするときは、規則で定める場合を除き、これらの規定による届出の例により、市長にその旨を通知しなければならない。

(許可の取消し)

第29条の13 市長は、前条第1項の許可を受けた者について、偽りその他不正の手段により当該許可を受けたことが判明したときは、その許可を取り消すことができる。

(中止命令等)

第29条の14 市長は、次に掲げる者に対し、当該行為の中止を命じ、又は相当の期間を定め、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難な場合に、これに代わるべき必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

- (1) 第29条の7第2項の許可を受けずに貴重野生生物種の生きている個体の捕獲等をする行為を行った者
- (2) 第29条の8の規定により、第29条の7第2項の許可が取り消されたにもかかわらず、貴重野生生物種の生きている個体の捕獲等を行った者
- (3) 第29条の12第1項の規定による許可を受けずに同項各号に掲げる行為を行った者
- (4) 第29条の13の規定により、第29条の12第1項の許可が取り消されたにもかかわらず、同項各号に掲げる行為を行った者
- (5) 第29条の7第5項又は第29条の12第4項の規定により許可に付された条件に違反する行為を行った者

2 市長は、前項の規定により中止命令等をしようとするときは、岡山市自然環境保全審議会に諮るものとする。
(自然環境保全地区以外の地区における行為に対する助言及び指導)

第29条の15 市長は、自然環境保全地区以外の地区において、当該地区の生物多様性の保全のために必要な範囲において、第29条の11第1項に規定する行為を行う者に対し、助言及び指導をすることができる。

(土地の買取り等)

第29条の16 市長は、貴重野生生物種の保護のため貴重野生生物保護区を指定した場合において、必要があると認めるときは、必要とする当該土地をその所有者から買い取り、又は借り上げることができる。

(損失補償)

第29条の17 市は、第29条の12第1項の規定による許可を受けることができないため又は同条第4項の規定により許可に条件を付されたため損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償する。

(助言及び支援)

第29条の18 市は、市民や事業者と協働して、市域の生物多様性の保全に取り組むため、これらの者が行う活動を促進するために必要な情報の提供、助言その他の支援措置を講ずるものとする。

(自然保護活動推進員の設置)

第29条の19 市に、自然環境保全地区の生物多様性の保全を図ることを目的として、自然保護活動推進員を置くことができる。

(生物多様性の保全の象徴となる野生生物種の選定)

第29条の20 市は、市民や事業者が、野生生物との豊かなふれあいを図ることにより、生物多様性の保全を図るため、その象徴となる野生生物を選定することができる。

第2節の2 緑の保全及び育成

(緑化の推進)

第30条 市は、緑豊かな生活環境の形成を人間尊重のまちづくりの基調とし、都市緑化の推進が図られるよう努めなければならない。

2 市民は、日常生活を緑にみちたうるおいのあるものにするため、建築物等の敷地、建築物の屋上、窓際等に樹木、花等を植栽することにより、その緑化に努めなければならない。

(緑の基本計画)

第30条の2 市長は、緑の保全及び育成についての施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、緑の保全及び育成についての基本的な計画(以下「緑の基本計画」という。)を策定するものとする。

2 緑の基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 緑地の保全及び緑化の目標
- (2) 緑地の保全及び緑化の推進のための施策
- (3) 緑化推進重点地区における緑化の推進

3 市長は、緑の基本計画を定めるに当たっては、岡山市基本政策等に関する審議会設置条例(平成23年市条例第7号)に規定する岡山市都市・消防政策審議会に諮るものとする。

4 市長は、緑の基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、緑の基本計画の変更について準用する。

(緑化推進重点地区)

第30条の3 市長は、総合的な都市緑化を推進していくために、特に緑化の充実を図る必要のある地区及び緑化を推進することが効果的な地区を緑化推進重点地区として指定し、重点的な緑化を図るものとする。

(公共施設の緑化)

第30条の4 市長は、市が設置し、又は管理する公園、広場、道路その他の公共施設について、樹木の植栽等その緑化に努めなければならない。

(団地の緑化)

第30条の5 市長が別に定める基準に該当する団地造成の施行者は、市と協議の上、緑化に努めなければならない。

(工場の緑化)

第30条の6 市長は、工場を設置している者又は設置しようとする者に対し必要と認める場合には、工場内に緑地を確保し、又は樹木、花等を植栽するよう助言又は勧告をすることができる。

(建築物の緑化)

第30条の7 市街地において建築物を設置している者又は設置しようとする者は、屋上、壁面、ベランダ等に樹木を植栽するなど建築物の緑化に努めなければならない。

(緑化協定)

第30条の8 一定の区域の緑化を推進するため、区域内の土地及び建築物の所有者、地上権者及び賃借権者全員の合意により、当該区域の緑化に関する協定をしようとする者は、区域、緑化に関する基準、期間等を定めた緑化協定書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の緑化協定の締結及び実施に関し必要があると認めるときは、助言又は支援をすることができる。

(樹木の保護)

第30条の9 市長は、樹木を保護するため、樹木の所有者に対し、みだりに伐採しないよう要請するとともに、樹木の移植又はこれに代わる樹木の補植に関し、必要な助言、勧告又は支援をすることができる。

(保存樹等の指定)

第30条の10 市長は、快適な環境づくりや都市の美観風致を維持するために必要があると認めるときは、規則で定める基準に該当する樹木又はその集団を保存樹又は保存樹林(以下「保存樹等」という。)として指定することができる。

2 市長は、保存樹等を指定しようとするときは、あらかじめ指定しようとする保存樹等の所有者の意見を聴くものとする。

3 市長は、保存樹等を指定しようとするときは、あらかじめ岡山市都市・消防政策審議会に諮るものとする。

4 市長は、保存樹等を指定するときは、その所有者にその旨を通知しなければならない。

5 第1項の規定は、次の各号に掲げる樹木又はその集団については、適用しない。

(1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項、第110条第1項又は第182条第2項の規定により指定され、又は仮指定された樹木又はその集団

(2) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林に係る樹木又はその集団

(3) 国又は地方公共団体の所有又は管理に係る樹木又はその集団で前2号に掲げるもの以外のもの

(指定の解除)

第30条の11 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保存樹等の指定を解除することができる。

(1) 保存樹等について滅失、枯死等によりその指定理由が消滅したとき。

(2) 公益上の理由その他特別の理由があるとき。

2 所有者は、市長に対し、保存樹等について前項の規定による指定の解除をすべき旨を申請することができる。

3 前条第3項及び第4項の規定は、保存樹等の指定の解除について準用する。

(標識の設置)

第30条の12 市長は、保存樹等を指定したときは、規則で定めるところにより標識を設置しなければならない。

(所有者の保存義務等)

第30条の13 保存樹等の所有者は、当該保存樹等について、枯損の防止その他その保存に努めなければならない。

2 市民及び事業者は、保存樹等が大切に保存されるように協力しなければならない。

(保存樹等に係る行為の制限)

第30条の14 何人も、規則で定める場合を除き、保存樹等を損傷し、又はみだりに伐採してはならない。

(原状回復命令等)

第30条の15 市長は、保存樹等を保護するために特に必要があると認めるときは、前条の規定に違反した者に対し、その保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合には、これに代わる必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(保存樹等に係る届出)

第30条の16 保存樹等の所有者は、当該保存樹等を伐採し、若しくは移植し、又は譲渡しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

2 保存樹等について、所有者が変更したときは、新たに所有者となった者は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

3 保存樹等の所有者は、当該保存樹等が滅失し、又は枯死したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(保存樹等に関する台帳)

第30条の17 市長は、規則で定めるところにより、保存樹等に関する台帳を作成し、これを保管しなければならない。

(報告の徴取)

第30条の18 市長は、必要があると認めるときは、所有者に対し、保存樹等の現状につき報告を求めることができる。

(助言及び支援)

第30条の19 市長は、緑化の推進を図るために必要があると認めたときは、緑化、花壇の設置等を行う市民や事業者に対し、助言、勧告又は支援をすることができる。

2 市長は、保存樹等の保全を図るために必要があると認めたときは、それらの所有者に対し、必要な助言及び支援をすることができる。

第3節 都市生活活動からの環境の保全

(自動車に係る公害の防止に関する施策の推進)

第31条 市は、自動車(原動機付自転車を含む。以下同じ。)の運行に伴って生ずる公害を防止するため、環境への負荷がより少ない自動車への転換の促進、交通環境の改善その他自動車の運行に伴って生ずる公害を防止するための総合的な施策を計画的に実施するように努めなければならない。

(自動車の適正な利用等)

第32条 自動車を使用する者及び所有する者は、常に必要な点検整備及び適正な運転を行うことにより、自動車から発生する排出ガス及び騒音を最小限にとどめるように努めなければならない。

2 自動車を事業活動に使用する者は、輸送効率の向上等により、当該自動車の走行量を抑制するように努めなければならない。

3 前項に定めるもののほか、市民及び事業者は、可能な限り徒歩若しくは自転車又は路線バス等の公共交通機関の利用に努め、自動車に起因する環境への負荷の低減に協力しなければならない。

(低公害車の購入等の推進)

第33条 自動車を購入し、又は使用しようとする者は、排出ガスを排出しない自動車、排出ガスの排出量が相当程度少ないと認められる自動車その他の環境への負荷の少ない自動車(以下「低公害車等」という。)を購入し、又は使用するよう努めなければならない。

2 市は、低公害車等の購入及び使用を促進するため、その普及及び啓発に努めなければならない。

(自動車の駐車時の原動機の停止)

第34条 自動車を運転する者は、排出ガスの削減及び騒音防止のため、自動車を駐車する場合には、自動車の原動機を停止するように努めなければならない。ただし、緊急時その他規則で定める場合は、この限りでない。

(浄化槽の設置等)

第35条 生活排水(炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出される水をいう。以下同じ。)を排出する者は、公共用水域の水質汚濁を防止するために必要かつ有効な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 生活排水を排出する者は、下水道が整備されており、又は整備されることとなる地域以外の地域においては、浄化槽(浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽をいう。)の設置又は集合処理施設(農業集落排水施設その他の複数の家庭から排出される生活排水を集合処理する施設をいう。)への接続により、生活排水の適正な処理に努めなければならない。

(デイスポーターの使用制限)

第36条 公共用水域に生活排水を排出する者は、規則で定める場合を除き、デイスポーターを使用しないように努めなければならない。

(生活騒音の低減)

第37条 日常生活において、音響機器、空調設備、給湯設備等を使用する者は、近隣の生活環境を損なうことのないように、当該機器又は設備の使用方法、配置の方法等に自ら配慮するとともに、相互に協力して地域の生活騒音の低減に努めなければならない。

第4節 事業活動からの環境の保全

(規制基準等の設定及び遵守)

第38条 市長は、特定施設から生ずる公害を防止するため、規制基準及び施設管理基準(以下「規制基準等」という。)を規則で定めるものとする。

2 特定施設の設置者は、規制基準等を遵守しなければならない。

(特定施設以外の施設に対する措置)

第39条 市長は、特定施設以外の施設からの環境汚染物質の発生、排出、又は飛散により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、当該施設を設置する者に対し、公害を防止するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

第40条 削除

(特定施設の設置の届出)

第41条 特定施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長に次に掲げる事項を届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所(法人にあつては、その代表者の氏名)
- (2) 建築物の名称及び所在地
- (3) 特定施設の種類及びその種類ごとの数
- (4) 特定施設の構造
- (5) 特定施設の使用及び管理の方法(管理の方法にあつては、粉じんに係るものに限る。)
- (6) 環境汚染物質の処理の方法

(7) その他規則で定める事項
(経過措置)

第42条 一の施設が特定施設となった際、現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、当該施設が特定施設となった日から30日以内に、前条各号に規定する事項を市長に届け出なければならない。
(特定施設の構造等の変更の届出)

第43条 第41条又は前条の規定による届出をした者は、その届出に係る第41条第3号から第7号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。
(氏名の変更等の届出)

第44条 第41条又は第42条の規定による届出をした者は、その届出に係る第41条第1号又は第2号に掲げる事項を変更したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。
(承継)

第45条 第41条又は第42条の規定による届出をした者から、その届出に係る特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該届出をした者の地位を承継する。

2 第41条又は第42条の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る特定施設を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により、第41条又は第42条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。
(特定施設の使用廃止の届出)

第46条 特定施設の設置者は、第41条又は第42条の規定による届出に係る特定施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。
(計画変更勧告及び計画変更命令)

第47条 市長は、第41条又は第43条の規定による届出のあった場合、その届出に係る特定施設の構造、使用若しくは管理の方法又は環境汚染物質の量等が当該特定施設に係る規制基準等に適合しないと認めるときは、その届出のあった日から60日以内(騒音にあっては30日以内)に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造、使用若しくは管理の方法又は環境汚染物質の処理の方法に関する計画の変更を勧告し、又は命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による措置によっては、当該特定施設の構造、使用若しくは管理の方法又は環境汚染物質の量等を当該特定施設に係る規制基準等に適合させることが著しく困難であると認めるときは、前項の規定にかかわらずその届出のあった日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る計画の廃止を勧告し、又は命ずることができる。

3 前2項の規定により勧告又は命令を受けた者は、その勧告又は命令に基づき必要な計画の変更又は廃止を行ったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
(実施の制限)

第48条 第41条又は第43条の規定による届出をした者は、その届出をした日から60日(騒音にあっては30日)を経過した後でなければ、それぞれその届出に係る特定施設を設置し、及び特定施設の構造若しくは使用若しくは管理の方法又は環境汚染物質の処理の方法を変更してはならない。

2 市長は、前項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。
(改善勧告及び改善命令)

第49条 市長は、特定施設に係る環境汚染物質の量等が規制基準に適合していないと認めたとき、又は適合しないおそれがあると認めるときは、当該特定施設を設置している者に対し、期限を定めて当該特定施設の構造、使用若しくは管理の方法又は環境汚染物質の処理の方法の改善を勧告することができる。

2 市長は、粉じんに係る特定施設の施設管理基準が遵守されていないと認めるときは、当該特定施設を設置している者に対して、期限を定めて、当該施設管理基準に従うべきことを勧告することができる。

3 市長は、第1項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対して、期限を定めて、当該特定施設の構造、使用若しくは管理の方法若しくは環境汚染物質の処理の方法の改善を命じ、又は当該特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

4 市長は、第2項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対して、期限を定めて、当該施設管理基準に従うべきことを命じ、又は当該特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

5 前4項の規定は、一の施設が特定施設となった際、現にその施設を設置している者については、当該施設が特定施設となった日から6月間は適用しない。
(化学物質の適正な管理)

第50条 事業者は、事業活動を行うに当たり、化学物質による環境の汚染を防止するため、事業内容、事業所の形態等に応じ、化学物質の適正な管理に努めなければならない。

2 市長は、事業者が実施する化学物質の適正な管理に係る取組に資するため、化学物質を適正に管理するための情報を収集及び整理するとともに、事業者に提供するように努めなければならない。

(事故時の措置)

第51条 事業場等の設置者は、事故により当該事業場等から公害の原因となる物質で規則で定めるものを発生し、排出し、又は飛散させることによって、人の健康又は生活環境を損ない、又は損なうおそれを生じたときは、直ちに必要な措置をとるとともに、規則で定めるところにより、速やかにその状況及び講じた措置について、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、事故の再発生を防止するための措置に関する計画を速やかに市長に届け出なければならない。

3 前項の規定による計画を提出した者は、当該計画に係る措置を完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、第1項の事態を発生させた事業場等の設置者が同項の必要な措置をとっていないとき又は同様の事態を発生させるおそれがあると認めたときは、当該事業場等の設置者に対し、同項の応急の措置その他必要な措置をとることを勧告し、又は命ずることができる。

(公害防止担当者)

第52条 特定施設の設置者は、当該施設における公害の防止に関する業務を統括する者を選任し、その者の職名及び氏名を市長に届け出なければならない。これを変更したときも、また同様とする。

第4章 削除

第52条の2 削除

第5章 雑則

(予想外の環境の保全上の支障に対する措置)

第53条 市長は、この条例に規定しない物質、作業等により環境の保全上の支障が発生し、又は発生するおそれが生じたときは、その事態を発生させた者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(報告)

第54条 市長は、生物多様性の保全のために必要な限度において、第29条の7第2項又は第29条の12第1項の規定による許可を受けた者、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対し、相当な期間を定め、当該行為の実施状況その他必要な事項を報告させることができる。

2 市長は、事業活動からの環境の保全のために必要な範囲内において、事業場等の設置者及び関係人に対し、必要な事項を報告させることができる。

(立入検査)

第55条 市長は、生物多様性の保全のために必要な限度において、関係職員に、前条第1項に規定する者が所有し、又は占有する土地及び建物に立ち入り、その状況を調査させ、又は関係者に対して必要な指示若しくは指導をさせることができる。

2 第29条の7第2項又は第29条の12第1項の規定による許可を受けた者は、前項の規定による立入り、検査又は調査を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

3 市長は、事業活動からの環境の保全のために必要な限度において、関係職員に事業場等に立ち入り、帳簿書類又は環境汚染物質を発生し、排出し、飛散させ、又はこれらのおそれのある施設その他の物件を検査させることができる。

4 第1項及び第3項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第1項及び前項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公害監視員)

第56条 前条第3項に規定する職員の権限及び公害防止に関する指導の職務を行わせるため、公害監視員を置く。

2 公害監視員は、市の吏員のうちから市長が任命する。

(委任)

第57条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第6章 罰則

第58条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第29条の7第1項又は第29条の12第1項の規定に違反した者

(2) 第29条の14第1項の命令に違反した者

第59条 第47条第2項又は第49条第3項の規定による命令(ばい煙に係る特定施設に関する命令に限る。)に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第60条 第29条の7第5項又は第29条の12第4項の規定により付された条件に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第61条 第47条第2項若しくは第49条第4項の規定による命令(粉じんに係る特定施設に関する命令に限る。)又は第51条第4項の規定による命令に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

第62条 第47条第2項又は第49条第3項の規定による命令(騒音に係る特定施設に関する命令に限る。)に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処する。

第63条 第41条又は第43条の規定による届出(ばい煙に係る特定施設に関する届出に限る。)をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金に処する。

第64条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第54条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (2) 第55条第2項の規定に違反する行為をした者

第65条 第41条又は第43条の規定による届出(粉じんに係る特定施設に関する届出に限る。)をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の罰金に処する。

第66条 第41条又は第43条の規定による届出(騒音に係る特定施設に関する届出に限る。)をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の罰金に処する。

第67条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- (1) 第42条又は第51条第1項から第3項までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - (2) 第48条第1項の規定に違反した者
 - (3) 第54条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - (4) 第55条第3項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- (両罰規定)

第68条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第58条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年6月5日から施行する。ただし、第27条から第62条まで及び附則第2項の規定は、平成12年10月1日から、第10条第2項から第4項までの規定は、平成13年4月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 岡山市公害防止条例(昭和48年市条例第70号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 旧条例によってした処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定があるときは、この条例によってしたものとする。

附 則(平成13年市条例第15号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成16年市条例第17号)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第3章第2節の改正規定中第29条の4から第29条の17までに係る部分は、平成17年4月1日から施行する。

2 岡山市緑化条例(昭和46年市条例第136号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

3 旧条例によってした処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の岡山市環境保全条例中これに相当する規定があるときは、同条例の相当規定によってしたものとみなす。

4 この条例の施行の際現に都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和37年法律第142号)第2条第1項の規定により指定された保存樹等は、この条例第30条の10第1項の規定により指定されたものとみなす。

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成17年市条例第80号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成23年市条例第29号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日以後、最初に委嘱される審議会の委員の任期は、第52条の6第3項の規定にかかわらず、平成24年8月31日までとする。

附 則(平成30年市条例第40号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第1章、第2章及び第12章の規定は、公布の日から施行する。

(参考 平成30年市規則第214号で平成31年4月1日から施行)

(経過措置)

2 県条例第2条第2号の対象事業(以下「県条例対象事業」という。)であって、施行日において対象事業に該当するもののうち、施行日前に県条例第13条第1項の規定により岡山県知事に対し県条例第12条第1項の準備書が送付されたものについては、この条例の規定は適用しない。

3 施行日前に県条例の規定に基づく環境影響評価その他の手続に着手した県条例対象事業であって、施行日において対象事業に該当するもののうち、前項に定めるもの以外のものについては、この条例の規定を適用する。

- 4 市長は、県条例の規定に基づいて実施した環境影響評価その他の手続の段階に応じて必要な限度において、前項の対象事業について、この条例の規定による手続の一部を免除することができる。
- 5 施行日において対象事業の実施に係る許認可等の申請その他の行為で規則で定めるものがなされている事業(施行日以後その内容を変更せず、又は事業規模の縮小、軽微な変更その他規則で定める変更のみをして実施するものに限る。)については、この条例の規定は適用しない。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 抄

令和7年3月19日
市条例第1号

(罰則の適用に関する経過措置)

第9条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第10条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令(条例を含む。)の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

附 則(令和7年市条例第1号)

この条例は、刑法等一部改正法の施行の日から施行する。

附 則(令和7年市条例第35号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

5 この条例の施行の際現に附則第2項の規定による改正前の岡山市環境保全条例(以下「旧保全条例」という。)第52条の2に規定する環境総合審議会、公害対策審議会又は自然環境保全審議会の委員に委嘱されている者は、それぞれ、この条例の施行の日に第29条に規定する環境総合審議会、公害対策審議会又は自然環境保全審議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第33条第3項の規定にかかわらず、同日における旧保全条例第52条の6の規定により委嘱された環境総合審議会、公害対策審議会又は自然環境保全審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

6 この条例の施行の際現に存する旧保全条例第8条の規定による環境基本計画は、第8条の規定による環境基本計画が定められるまでの間、同条の規定による環境基本計画とみなす。

別表(第29条の11関係)

1	建築物の新築又は増築
2	道路の新設又は改修
3	河川その他公共の用に供する水路の新設又は改修
4	公有水面の埋立て
5	土砂等の採取
6	公園の新設
7	土地改良事業
8	開発行為に伴う事業(前各号のいずれかに該当するものを除く。)